

昭和62年12月15日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1
電話 543-9025

江戸質屋仲間

に関する疑義

はじめに

鈴木亀二

江戸質屋仲間の個有の史料は誠に少なく、

私のいま知っているまとまつたものは、(一)慶

応義塾図書館蔵『江戸質屋会所記録』、(二)東

京都公文書館蔵『質屋規則目録』、(三)橋大

学附属図書館蔵『質屋仲間規定書』の三種く

らいのものです。(一)はともに「四ツ谷組」

のもので、(二)は小日向方面の小組、(三)は麹町

方面の小组の記録、(三)は「本芝組」のうち本

芝町方面の小组の記録です。

三種それに特色ある内容があり、研究上貴重な史料ですが、享保期に十七組、嘉永以降三三組の大組があつたことから見ると、たつた二組のもので、江戸質屋仲間の全貌を知るには、大いに事欠ぎます。

このほかに、個人所蔵の仲間史料（浅草方面のもの）が若干あり、また、国会図書館蔵『旧幕府引継書』中に、『名前帳』数種、『諸問屋再興調』（既刊）・『諸色調類集』その他質屋関係記事を含む町奉行所の事務記録類があります。さらにこれを補うものとして、既刊・未刊を含めて多くの法制度史料に、多少にかかわらず関係法令が必ず収録されおりります。殊に『正宝事録』（既刊）には多

くの訴願史料が含まれ、質屋仲間の特徴的な動きをうかがうことが出来、貴重です。

幕府法令は、これを全国に及ぼすことを理想としたでしょうが、直接には江戸の質屋を対象としています。そして、主眼とするところは、質屋の「取締」にありました。

取締とは、町奉行所の発布する「品触」（しなぶれ。盜難疑害品リスト）を媒材として質取物品中から被疑類似品の発見・提出を義務付け、物証による犯人逮捕の効率化に奉仕させるためのもので、(一)は小日向方面の小組、(二)は麹町方面の小组の記録、(三)は「本芝組」のうち本芝町方面の小组の記録です。

このほんに、個人所蔵の仲間史料（浅草方面のもの）が若干あり、また、国会図書館蔵『旧幕府引継書』中に、『名前帳』数種、『諸問屋再興調』（既刊）・『諸色調類集』その他質屋関係記事を含む町奉行所の事務記録類があります。さらにこれを補うものとして、既刊・未刊を含めて多くの法制度史料に、多少にかかわらず関係法令が必ず収録されおりります。殊に『正宝事録』（既刊）には多

くの訴願史料が含まれ、質屋仲間の特徴的な動きをうかがうことが出来、貴重です。

幕府法令は、これを全国に及ぼすことを理想としたでしょうが、直接には江戸の質屋を対象としています。そして、主眼とするところは、質屋の「取締」にありました。

取締とは、町奉行所の発布する「品触」（しなぶれ。盜難疑害品リスト）を媒材として質取物品中から被疑類似品の発見・提出を義務付け、物証による犯人逮捕の効率化に奉仕させるためのもので、(一)は小日向方面の小組、(二)は麹町方面の小组の記録、(三)は「本芝組」のうち本芝町方面の小组の記録です。

三種それに特色ある内容があり、研究上貴重な史料ですが、享保期に十七組、嘉永以降三三組の大組があつたことから見ると、たつた二組のもので、江戸質屋仲間の全貌を知るには、大いに事欠ぎます。

このほかに、個人所蔵の仲間史料（浅草方面のもの）が若干あり、また、国会図書館蔵『旧幕府引継書』中に、『名前帳』数種、『諸問屋再興調』（既刊）・『諸色調類集』その他質屋関係記事を含む町奉行所の事務記録類があります。さらにこれを補うものとして、既刊・未刊を含めて多くの法制度史料に、多少にかかわらず関係法令が必ず収録されおりります。殊に『正宝事録』（既刊）には多

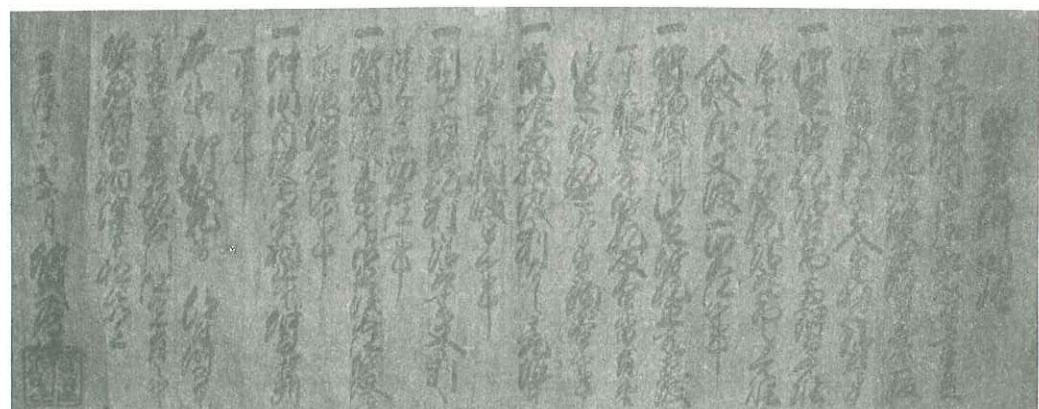
くの訴願史料が含まれ、質屋仲間の特徴的な動きをうかがうことが出来、貴重です。

幕府法令は、これを全国に及ぼすことを理想としたでしょうが、直接には江戸の質屋を対象としています。そして、主眼とするところは、質屋の「取締」にありました。

取締とは、町奉行所の発布する「品触」（しなぶれ。盜難疑害品リスト）を媒材として質取物品中から被疑類似品の発見・提出を義務付け、物証による犯人逮捕の効率化に奉仕させるためのもので、(一)は小日向方面の小組、(二)は麹町方面の小组の記録、(三)は「本芝組」のうち本芝町方面の小组の記録です。

三種それに特色ある内容があり、研究上貴重な史料ですが、享保期に十七組、嘉永以降三三組の大組があつたことから見ると、たつた二組のもので、江戸質屋仲間の全貌を知るには、大いに事欠ぎます。

このほかに、個人所蔵の仲間史料（浅草方面のもの）が若干あり、また、国会図書館蔵『旧幕府引継書』中に、『名前帳』数種、『諸問屋再興調』（既刊）・『諸色調類集』その他質屋関係記事を含む町奉行所の事務記録類があります。さらにこれを補うものとして、既刊・未刊を含めて多くの法制度史料に、多少にかかわらず関係法令が必ず収録されおりります。殊に『正宝事録』（既刊）には多



質屋仲間概（享保十六年）鈴木亀二氏蔵

特に、名主支配がもたらした江戸賃貸屋仲間の特殊な現象に惹かれます。史料不足で、その真相はまだ疑雲の中にあります。が、数ある宿題の内から二つ三つテーマを選び、大胆な私見を交えながらどこまで分ってどこが分らぬべきのか、卒直に私の疑義を披瀝してみたいと思います。

一、大組分立体制の諸問題

江戸の質屋仲間は、元禄五年（一六九二）十二日、質屋惣代会所の創設にともない、取締業務上の必要から組織を命ぜられたのが嚆矢です。会所は太した業績も挙げえず、十一年間の短命で廃絶し、その後多くの願人がありましたが、遂に再興されませんでした。

私は惣代会所に関して多くの疑義を持っています。惣代の出自・初期の会所所在地・開設年代・名称等、疑問を提起すべき資料がかなりあります。が、新史料の出現は望み薄で、私の疑惑も迷宮入りの可能性が強いので、こでは触れないことに致します。

二十年後の享保八年（一七二三）四月、質屋を含む古物取扱十四業種の組合が再編成され、精細を極めた品目調査要綱が発布されました。これは江戸独特の取締体制ですが、この中で質屋

再編前の質屋仲間の様子はよく分りませんが、宝永五年（一七〇八）十一月の小日向方面仲間の新加入・名儀亦更に閑する負担金規定と本郷六丁目組の享保七年七月の「質屋仲間連判帳」（大田南畠『一話一言』所収）があります。この当時小日向組は二軒でしめたが、こちらは僅か四軒の小組ですが、一人の行事があり、「毎日寄合はなぎあつて、仲間相互に判形吟味はんぎようみをする。」（第二条）という規定がある。「判形吟味」とは、法定通り置主・証人の印判が押してあるかどうかを調べることで、注目すべき規定です。

再編成に當り、四月二二日から六月五日にかけて出された一連の触書で品觸調査専任の「当番名主」と町内行事を設けしめ、「商売人の行事」は二人宛、小組には月行事一人宛を立てべき規定です。

う。「其のうの関係があるのでしょう。」
　　「その町所の者、商売・家主・家銘」と任期を明記し当番名簿に届ける。
　　当番名簿は一ヵ月持て、当六月では、檜物町又は右衛門と簞屋町又兵衛の二人、以下九月まで人選が出来ていきました。

表 1 業種別小組・人數表

業種	組数	人數	%
質屋	253	2,731	25.2
古着屋(仲買共)	110	1,182	11.0
古着仕立屋(")	17	200	1.8
古着買(")	130	1,407	13.0
古着中買(振壳せり売6種)	20	238	2.2
古道具屋	209	2,335	21.5
唐物屋	15	128	1.2
小道具屋	49	511	4.7
小道具(辻うり中買)	3	32	0.3
小道具取うり	4	62	0.6
古鉄屋	75	793	7.3
古鉄買	101	1,116	10.3
古金(中買辻うり)	8	88	0.8
古金振うり	2	16	0.1
計	996	10,839	100

『正宝事録』第2巻1900号より作成、%は筆者。

は独自の仲間を作りました。まずこの問題を取りあげますが、参考にすべき他業種の史料が乏しいので、もっぱら「質屋近視眼」的に述べて参ります。

一、新仲間体系

させました。小
すが、商人行
す。その任期は
六月二日に申合
本橋組」の規定
限り候共、又は
共、勝手次第」

組月行事は從来通りで事は大組単位の新制で、自主的に任せたようで、せを済ませている「日」では、「一ヵ月切りに十日・十五日限り成りとあります。十日は随も分るよう、小組は同業十人位、大組は業種混成でした。そして、小組はそれぞれの支配名主が掌握し、大組は当番名主が統轄したのです。名大組所属の業種別小組数は不明ですが、表(1)で見る通り、質屋・古着屋

(「正宝事録」一九〇〇号)この例で

・古道具屋の三業種で全体の六〇%近くをしめている実情から察すれば、大組の構成実体は大体想像がつくと同時に、仲間再編成の至上目的である品触調査効率促進に関する町奉行所の狙いがどこにあったかも、ほぼ察しがつきます。十四業種を網羅し、業者所在の実情に即した大組分けを、二ヶ月足らずで成し遂げた年番名主たちのお手並はさすがだと思いますが、その過程で取締の主体となる業種が絞られていたであろうことを考えますと、私にはこの大組分けは、形式的な偽制であるよう思えるのです。それは、取締の成果を最も期待した質屋仲間に對し、大組の枠だけはそのまま残しながら、独自の仲間を作らせたことによく現われています。つまり、当初の業種混成の大組建てという構想から、町奉行所の都合で質屋を分離せしめた。しかし、大組だけは外さなかつた。取締の都合上分離するが、一本立ちは許さないという限界だけは周到に残したのです。これがのちのちまでいろんな分散的矛盾を生むことになり、江戸の質屋仲間が、京都や大阪の仲間のように統一して育ちえなかつた最大の原因だと私は考えております。

二、質屋仲間の構造

質屋仲間は各小組に順勤の月行事を置き、集金・諸連絡・品触調査を担当させ、最寄の小組いくつかでグループを作り、「大行事」がこれを統轄しました。

四ツ谷組の「仲間規定期書」(全八条)の第六条に「年番大行事勤方」があります。一ヵ年その組の内で「兩人持切」とし、名前を支配名主は勿論、肝煎名主にも届ける。大行事の任務は八つほどあげていますが、仲間業務全般にわたっています。大行事制がいつから発足したか、正確には不明ですが、

「右元禄より享保の頃」と注記がある。ら翌月三日の内に次の大行事へ帳面類

一年二人持切制はその後改訂されたらしく、明和四年(一七六四)八月七日の惣行事寄合で、「大行事を勤めた

制裁規定が出来ました。仲間の諸帳面

には不明ですが、

統一として育ちえなかつた最大の原
因だと私は考えております。

も大行事を勤めさせる。」という一種の
申送ること。これを怠つた者は翌月
に申送することによって、任期完了の証
としたのです。大行事があまり嬉しく
ない職務だったことがよく分ります。

表2「惣町中向寄組分ケ控」表

大組名	範囲	名主数	町方番組	名主数
室町組	室町より大伝馬町辺、本石町、鉄炮町まで	月行事 2 17	1番組	17
小伝馬町組	小伝馬町一丁目より堺町、高砂町、富沢町、浜町～橋町辺、神田糸屋町～馬喰町まで	18	2〃	18
浅草組	平右衛門町より浅草筋通新町まで	30	3〃	30
日本橋組	通一丁目より四丁目まで	9	4〃	9
南橋組	南伝馬町一丁目より三丁目まで	11	5〃	11
銀座組	銀座一丁目より出雲町、木挽町まで	13	6〃	14
南北八丁堀組	南北八丁堀より鉄炮洲辺佃島まで	14	7〃	15
芝口町組	芝口町一丁目より浜松町四町分桜田辺まで	18	8〃	17
本芝町、金杉町、高輪町	本芝町、金杉町、高輪町まで	14	9〃	15
市兵衛町、渋谷下高輪、品川台町	市兵衛町、渋谷下高輪、品川台町辺まで	16	10〃	19
赤坂伝馬町、青山辺まで	赤坂伝馬町、青山辺まで	4		
三河町	三河町より須田町、松田町、白壁町まで	10	11〃	9
佐久間町	佐久間町より下谷、本郷、小石川、巣鴨辺、駒込、谷中まで	32	12〃 13〃 14〃	9 10 13
麹町	麹町より飯田町、市谷、牛込、小日向、大塚辺まで	26	15〃	26
尾上町	尾上町より林町、緑町、吉田町辺まで	10	16〃	10
佐賀町	佐賀町、富田町、本所元町、中郷亀戸まで	22	17〃	21
計	月行事 1 4	268	17	263

『正宝事録』第2卷1900号により作成。ただし配列は町方番組に合わせた。

町方番組との対照は、1838号の名主名により筆者が行なった。

事実大行事はかなり多忙で責任は重く、対外的に貢献も必要でしたらうから、誰でも順勤という訳にはいかない。時には商売そっちのけにもなるので、余裕と人望のある仁が押し付けられる。とかく敬遠され勝ちの名譽職です。

七組ブロックを「鶴町組」と通称してお
り、大行事が一人いました。この内六
番組のメンバーだけが分っています。
名前は省略しますが、鶴町三丁目四人、
四丁目三人、七丁目一人、山元町二人、
平河町三丁目一人、計十一人。家持は
四丁目の越前屋又左衛門一人で、あと
十人は「店借」です。

大行事の選出規準は、全仲間で統一されていたとは限りませんが、その総数はかなり多かったと思われます。享保の大組規定とは全然別の構造だったことは明白ですが、さらにそれを統合した高次の組織には発展しなかった。

三、分立体制の矛盾

六の仕事を見せたくないことをおながく」という条件で、越又は渋々預ることになりました。含蓄のある話だと思います。

一年二人特切制から一ヵ月一人制への移行には、大行事の負担を軽くする配慮があったのですが、本芝組の文化

末年の規定では、大行事は「半年兩人持切」となっており、組によつて違いました。四ツ谷組は江戸最大の人数を擁し、一番組から三四番組までの小組があつた。この内五番組から十一番組までの

私は江戸の質屋仲間は「大組分立」のまま存続したのだと思います。これは名主支配という基本形態がもたらした必然的な帰趨で、仲間は、分散的に虚勢されたまま飼い馴らされた鶴があがる。しかし、これは「取締」というしがらみの中の話で、「営業」という面では本能的な抵抗を示したことも事実です。

ん。年番名主の返答書がほとんど毎日足らずで出されているのを見ますと、総意の反映は疑わしい。もつとも質屋側はすべて反対で一貫しているので、名主は辞書上苦労しなかつたかと思いますが、中には「そうしてくれれば名主の手が抜け助かるが……」という意見も入っています。名主支配の原則では、質屋だけの下意上達はないので仕方がないのです。ところが町奉行所がこの原則を破ることが間々ある。

らが呼出され、大岡から直接に、以後惣代願は罷り成らぬと申渡されています。そして五年後には、今度はその平右衛門ら三人連印で、永久橋取払い以後の町の衰微を救うための架橋を出願しているが、その費用は株立てを条件に全質屋から年々金一分宛三年間拠出の財源案を付している。この方は質屋仲間の存在と撞着して、何とも納得がいきません。

(元禄十五年以來の貸金は年5%に利下げせよという触、質屋も含む)に対し、質屋から多くの歎願書が大岡番所へ出されました。大岡はこれを年番地主に下げ渡して、「訳立ち候様にも相聞え候分」だけを撰別し報告を命じました。報告書を見ますと、九組・十二通の利下げ緩和案と六組の5%受諾が出ており、参考のために現中央区の組名は次の通りです。

するか、よく考えて返事をせよ」と伝えていることです。天保改革中で仲間開拓はないが、「世話番」というのがあつた(後述)。おそらくこの辺を目当てにしたと思うのですが、質屋にとって最も重大な問題をいとも簡単に扱っている。世話番も因って名主に相談したのでしょう。諸色掛名主から「仰せ渡されが然るべきでしょう」と答えている

してなかつたでしよう。それよりも、を痛めたのはむしろ品觸調査を仲間に依存していた町奉行所側で、仲間のやるなしに閑せず、この問題は座視出来ない。そこで発案されたのが、「假振主法」です。組織がなくては経済行政上支障のある業種、米問屋・蔵宿(租差)・船床・髪結床・魚問屋などに仮御主法を適用して、仲間機能を温存させました。質屋仲間には防犯上の奉仕

一、仮組の問題

「小伝馬町組」は大組名ですが、他们是すべて小組名です（他も同じ）。歎願組は相当多数だったと思いますが、すべて小組のものだったでしょう。戦術とは思えないのですが、この無統制にはあきれざるをえません。

奉行所の行為はどう解釈すべきか、私には大きな疑問として残ります。町奉行所の都合によつては方法を選ばず、ということは充分ありうるでしょう。大組建ての偽制は、質屋仲間の自主的團結と発言を封するには最後まで役立つた。そこから派生する逸脱・矛盾は質屋側を利用するものは抹殺これ努めたが、他は奉行所側の恣意を貫ぬいた。私はそうとしか思えませんが、まだ欣然と致しません。

をさせたための「一世記番」一大世記番を設けさせました。

天保改革の仲間解放令は、全国的に見ると不徹底だと評されますが、最も厳しいはずの江戸にも抜道があった。のち、仲間再興を主導した町奉行蓮山景元は、このご都合主義を批判してやります（『諸問屋再興調』）。

質屋仲間（仲間はないのだが）の世話番・大世話番は、月行事・大行事の換骨奪胎であることはいうまでもないが、これを質屋側はどう考えていたか

を設けさせました。天保改革の仲間解放令は、全国的に見ると不徹底だと評されますが、最も厳しいはずの江戸にも抜道があった。のち、仲間再興を主導した町奉行遠山景元は、このご都合主義を批判しておられます（『諸問屋再興調』）。

質屋仲間（仲間はないのだが）の世話番・大世話番は、月行事・大行事の換骨奪胎であることはいうまでもないが、これを質屋側はどう考えていたか一例を挙げましょう。

嘉永元年（一八四八）六月、元鶴町組地区の平河町二丁目で新規開業者が、あって、世話番に仲間入の相談に来た世話番から大世話番にこれを伝えるし、届くよう世話をし合っているだけです。

二、仮組と「名前帳」

天保改革の諸間屋仲間解放令で、江戸質屋仲間は天保十三年（一八四二）二月二八日に実質的に解散しています（町舎は五月十一日）。從来からの仲間形態から見て、解散による悪影響は大

を設けさせました。天保改革の仲間解放令は、全国的に見ると不徹底だと評されますが、最も厳しいはずの江戸にも抜道があった。のち、仲間再興を主導した町奉行遠山景元は、このご都合主義を批判しておられます（『諸問屋再興調』）。

質屋仲間（仲間はないのだが）の世話番・大世話番は、月行事・大行事の換骨奪胎であることはいうまでもないが、これを質屋側はどう考えていたか一例を挙げましょう。

嘉永元年（一八四八）六月、元鶴町組地区の平河町二丁目で新規開業者が、あって、世話番に仲間入の相談に来た世話番から大世話番にこれを伝えるし、届くよう世話をし合っているだけです。

天保改革の経済政策の失敗は、やがて嘉永四年三月、諸問屋仲間再興令の発布となります。再興に当り幕府は、改革期を境として、以後の新規開業者を「仮組」として分離し、資格審査を通じて「本（元）組」編入を許すといふ留保条件をつけ、本組・仮組を分けて登録させました。質屋仲間にも仮組は存在しましたが、大阪などでは仲間に加入金を納めることで本組編入を認めています。金で解決しているところはいかにも大阪らしい。京都はいろいろ揉めて仲間は再興されませんでしたが、本・仮別帳登録は指示されています。お膝許の江戸質屋仲間はどうだったか明確な史料に接しません。

してなかつたでしょ。それよりも頭を痛めたのはむしろ品触調査を仲間に依存していた町奉行所側で、仲間のあるなしに閑せず、この問題は座視出来ない。そこで発案されたのが、「仮御主法」です。組織がなくては経済行政上支障のある業種、米問屋・蔵宿(札差)・船床・髪結床・魚問屋などに仮御主法を適用して、仲間機能を温存させました。質屋仲間には防犯上の奉仕ある」、仲間入などとは以ての外とたゞなめています。大世話番には「仲間」ということばはタブーだったが、新開業者は仲間があると思っていたのです。また、旧小日向組の記録には、一カ月順勤の世話番申送りの記事が沢山あります。「まぼろしの仲間」が温存していくことが、よく分ります。



講演中の鈴木亀二氏

な気がします。しかし、質屋などは事実上旧体温存だったの再興への対応は早かつた。

旧四ツ谷組では四年十月十九日、名主から再興の申渡しがあり、二一日に市ヶ谷「初昔」へ集合、名前帳調印を済ませている。そして席上名主から、四ツ谷組は今後「十五番組の内」と改称される旨が伝えられました。「内」と言ったのは麁町組だけの寄合だつたからです。しかし、仮組分離の沙汰は何もなかつた。

これは「のものち江戸質屋仲間再興過程を考える上で、重要な事実です。

その後の質屋仲間の記録には「仮組」という語は見られません。では何も差別がなかつたか。旧麁町組の記録には「古組・新組」の差別があります。以前の麁町組は五番十一番組千人を越す多人数の上に異動がはげしく町年寄の人員掌握が渋滞したとの品觸吟味関係法令の手直しにかなり時間がかかり、再興を申請されたのは嘉永六年三月晦日でした。当面世話番制で品触調査業務は間に合っていたので、町奉行所も案外ノンビリしていたよう

な気がします。しかし、質屋などは事実上旧体温存だったの再興への対応は早かつた。

な気がします。しかし、質屋などは事実上旧体温存だったの再興への対応は早かつた。その時の大行事の次の記録があります。

一、去る天保年中、諸株御取漬しに相成り、追々渡世向も増し、其の後

再興にも仰せ出され候へども、古組・新組と相成り、規定も相崩れ候に付、今般向後規定相檢め、新

古御熟談の上一同に相成り、両国柳橋河内屋半次郎方に会合致し、御承知の上新帳へ規定相認め、連印万端漏りなく相済み申し候、此段念の為記し置き候、以上、

慶應元丑年十一月 大行事六番組 善右衛門

会場が柳橋であることを考へると、十五番組よりもっと広範囲の会合だった印象を受けますが、この時「式法定」が出来、物価騰貴に即応した諸負担金の改訂が決まりました。さらに十二月八日に注意すべき記事がある。「町

年寄役所へ家督相続や後見・新規仲間追入れ加入を是迄届けをしなかつた者を届ける様に、櫛屋(担任町年寄)から沙汰があつたので、御挨拶・諸入用を納めた」とある。披露の明細を見るに、「此方裏町其外共七軒」「新加入」ですが、これは再興令に合せた恒例

二、嘉永「名前帳」の謎

国会図書館蔵「旧幕府引継書」中に大部の「八品商名前帳」があり、この内「質屋の部」は八冊あります。名主番組に改まり一十二番組・番外品川・新吉原計二三組の町所・名前・押印がある。前書の年記は「嘉永四年三月」ですが、これは再興令に合せた恒例年四月」とあるのが三組、年記を欠く

これらは「新組」の者であることは明確になりました。大阪では安政四年(一八五七)十二月二二日、奉行所から「仮組の者一同、以来株の唱えを差免す」六ヵ月限り去就を明らかにせよ、と触れているのを見ると、江戸はかなり遅い。この辺の事情はよく分りませんが、江戸の質屋仲間が「仮組」の称を用いて「新組」と呼んでいるのが、注意されます。とにかく、今のところ極端な差別を示す史料には接しません。しかし、これは質屋だけのことです、今後他の七品商売人について研究して見ないと、単純な類推は出来ません。仮組については、拙著『増補・近世質屋史談』所収「南郷島之内組おぼえ書」を参照して下さい。

のが二組ある。慶應三年までの異動追記があるが、全然ない番組もある。再興以降十七年間の移動がすべて追記されているかどうか、私は甚だ疑問です。それはともかく、この名前帳にはいくつもの問題があるのです。

仲間再興名前帳提出の一般的原則は(1)初めに半紙印鑑帳を提出。(2)町奉行所掛で取調の上、伺いを経て、義濃紙本帳を出させる。(3)印鑑帳は奉行所保留、本帳は町年寄役所備用ということになつてきました。

現存名前帳は半紙仕立てで印鑑がある。これは(1)の可能性が大です。四ツ谷組が四年十月二一日に調印を済ませたのはこの名前帳ではあるまいか。他の組も十月中には調印完了し、各名主から町年寄役所へ提出されたに違ない。しかし、他業種全体の調製は進捗せず、町年寄を焦燥させ、五年二月、簡素化の上申となつた。

(1)移動のはげしい業種があり、一々訂正困難なので、最初の半紙印鑑帳をそのまま本帳に認めてほしい。(2)現在手許にそう古くない名前帳があるので経費の点と改革前の例にならない、これを半紙帳に仕立て提出したい。(3)奉行所控に印鑑帳が要るなら差國次第提出する。(4)従来の番組では適当でない点があるので、この際名主番組に統合し

てはどうか。

これに対し南北両奉行所の年番与力が協議の上意見を出している(五月)。「奉行所控は印鑑がなくとも差支えないので、この商売人共に限り印鑑帳提出に及ばず、としてもよいと思う」名

主番組への統合も然るべし、と賛意を表しています。(上申書ヘヒレ紙)。

すこし時間がかかり過ぎているのが気になりますが、南北打合せに手間取つたと見ておきましょう。その替り決裁は早く、六月二日付で町年寄の「承付」(受けたまわり付け。たしかに承りました)の請書)が記されています。そして同日「再興・八品商売人取調申上候書付」で現在人数を書上げている。当面貨屋だけを挙げておきます。

(3)同五月、南北年番与力町年寄案に賛意表明(上申書ヘ添紙)。この時

点では町年寄の八品商売人調査は「未だ私取調罷在候分」に属し、未了だった。

(4)六月二日、簡素化特例・名主番組編入の上申認可、町年寄「承付」。同日「八品商売人新古人數書上げ」。

(5)六年三月晦日、再興申渡。一番組質屋惣代・古着屋惣代請書出す。

以下、簡単に私の独断的結論だけを述べて終りたいと思います。

町年寄の人数報告は、從前からの手帳の人数を、追記の分を除去して私の計算したところでは一七三三人で、三四〇人程少ない。報告人数は「新古」とあるので、いわゆる仮組を含んでいなかったのではないかと初めは考えもしませんが、仮組別帳登録はなかったと確信しました。しかし、慶應三年分の追記が多くあるので、この際名主番組に統合しないのに、同元年十二月に出されたはず

個条書に整理して見ました。

(1)四年十月二一日、新十五番の名前帳調印済。席上名主番組への統合が発表。他組も十月中には完了したであろう。

(2)五年二月、町年寄手続簡素化の特例承認方と名主番組への統合案上申。

と存じます。

京都・大阪に指示された仮組分離登録がなぜ江戸の質屋仲間に適用されなかつたか、また、「新古一同」が大阪よりも八年も遅かった理由もよく分りません。江戸の新古差別は自然発生的に生じたもので、あまり極端なものではなかつたので、町奉行所の指示はない。また、名主番組への統合が、町年寄の上申よりも早く披露されているのも大きいに気になりますが、今はみんな宿題にしておきます。

おわりに

江戸質屋仲間の歴史の中でも、疑惑の十五番組の相続・新加入等の追記がない。この点を考えると町奉行所備用かも知れないが、とにかく、(B)帳には訂正・追記に多くの脱漏があることはたしかで、この点一部の慶應二年四月年記とともに、今はまだ解き難い謎と照して、(B)帳の徹底的分析を期したい

めかしいものを出して見ました。

それぞれ背景となっている事柄が説明不足で、さぞご理解しにくからうと申訳なく思っておりますが、綿密な考証・論証を要する大きなテーマを、史料不足のまま短文で処理した軽率さをお詫び致します。また、文中一々出典を明示しませんでしたが、麹町組関係は都公文書館史料、小日向方面は慶応史料、本芝組関係は一橋史料に拠っています。

最後に、読者諸彦の中から「まだこんな史料があるよ」というご教示をひたすら期待してベンを擱きます。

参考書 渋谷・鈴木・石山共著『日本の質屋』(早大出版部)、拙著『近世質屋史稿』『増補・近世質屋史談』(行人社刊)。興味をお持ちの方は、ご一読下さい。

著者 鈴木亀二氏 御紹介

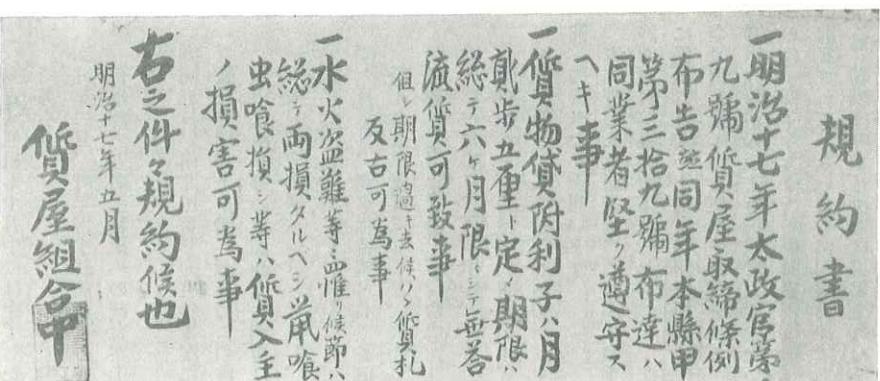
大正三年十月 神奈川県鎌倉生

専攻 横須賀市立謝訪尋常高等学校卒

鈴木亀二氏には、昭和六十二年九月五日、第五十二回 東京を語る会(当館開催)におきまして『武士の質入』

銀座の柳一世の育成

能楽金春祭りの開催
汐留の踏切の永久保存



と題して、講演していただきました。その後、あらためてこの『郷土室だより』のために江戸時代の質屋について書いていただきました。

当館所蔵 近世質屋関係書
鈴木鼻二氏著作より

日本の質屋 (共著) 3387—
近世質屋史稿 K672—
増補・近世質屋史談 K672—
その他

大日本近世史料 諸問屋再興調

K671—3

正宝事録

K310—
一話一言 (大田南畠著)

日本隨筆大成 別巻1—6 所収
9145—
幸田成友著作集 1 0186—
△ 東京を語る会 第53回

日時 昭和六十三年二月十三日 (土)

午後二時から三時半

演題 銀座裏のつぶやき
(一住民の主張)

右之件規約候也

明治十七年五月

講師 勝又康雄氏 (金春通り会会長)
椎葉一二氏 (御門)

会場 中央区立京橋図書館・鑑賞室

能楽金春祭りの開催
汐留の踏切の永久保存

築地川 (浜離宮濠) を守る

記 中央区立京橋図書館 (事務室)
電話 543-9025

規約書 (明治十七年)

鈴木亀二氏蔵

主に以上五つの事を軸に、一味違

つた銀座の、下町情緒あふれる、人情話を語っています。多数の御参加をお待ちしております。

「中央区年表—江戸時代篇・索引」
刊行予定のお知らせ

昭和五十八年から六十二年にかけて刊行、有償頒布した『中央区年表—江戸時代篇上・中・下』の三巻の総索引を昭和六十三年三月に刊行します。各巻の巻頭のはしがきにも明記してありますように、三巻を通して、主な項目を抽出し、事項索引と人名索引とに分けた、編集いたしました。

また、訂正事項をも、三巻分まとめて掲載いたしました。

これは『中央区年表—江戸時代篇』の附録として、本篇を御購入いただいだ方々へ、無料で頒布する予定です。

大きさは、「本篇」と同じ A5 判で、約百頁の予定です。

『中央区年表—江戸時代篇』同様、皆様のお役に立てば、幸いです。

なお、「中央区年表—江戸時代篇」は、上・中・下巻とも残部はまだございませんので、詳しくは、左記まで、お問い合わせください。